

## 銚子市地域公共交通協議会事務局規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、銚子市地域公共交通協議会規約第9条の規定により、銚子市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 事務局は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要なこと。

### (事務局長等)

第3条 事務局長は、銚子市企画課企画室長をもって充てる。

2 事務局員は、銚子市企画課企画室の職員をもって充てる。

### (専決事項)

第4条 事務局長が専決できる事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

### (文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関する事項は、銚子市において定められている文書の取扱いの例による。

### (公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱いについては、銚子市において定められている公印の取扱いの例による。

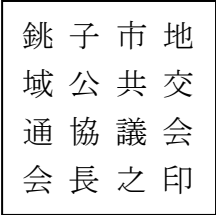
### (補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、令和5年4月20日から施行する。

## 別表（第6条第1項関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
銚子市地域公共交通協議会 会長之印		古印体	21mm×21mm	会長名をもって発 する文書	1	事務局長